Global Blue
BY SHIFT④

消費税免税サービス　オンライン利用規約

これらのオンライン利用規約（以下、「本利用規約」という。）は、あなた（加盟店）が　グローバルブルー免税サービス契約または　Shift4 One Merchant Processing Agreement（以下、「該当契約」という。）を締結した際に同意した契約条件となります。　本利用規約　は、加盟店と、該当契約に定義される　グローバルブルー　の該当する事業体（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。）との間で締結される、免税サービスの提供に関する加盟店契約（以下、「本契約」という。）の不可分な一部を構成します。
本契約は、該当契約の署名日に両当事者を拘束するものとします。
本利用規約において定義されていない大文字表記の用語は、本契約において付与された意味を有するものとします。

1　定義

本契約において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有するものとする。

「加盟店店舗」 両当事者が随時合意した、本契約の対象となる加盟店の店舗をいう。

「ファストリファンド」 免税購入対象者が、当該免税ショッピング輸出スキームに基づく必要要件をまだ完了していない段階において、グローバルブルーが加盟店を通じて提供するサービスをいい、当該免税購入対象者の有効な決済カードまたはデジタルウォレットに対し、還付金額に相当する前払金が支払われるものとする（口座通貨がグローバルブルーにより提供されている場合は当該通貨で、提供されていない場合は購入記録情報記載の通貨で支払われる）。なお、この前払は、購入後一定期間内に免税購入対象者が商品の輸出を証明する有効な証憑を提出することを前提条件として行われる。

「ファストフルリファンド」 免税購入対象者が、該当する輸出免税販売制度の要件をまだ完了していない段階で、グローバルブルーが加盟店を通じて提供するサービスをいい、当該免税購入対象者の有効なクレジットカードに対し、当該販売取引に係る全額の消費税相当額が 1～5 営業日以内に前払として支払われるものとする（口座通貨がグローバルブルーにより提供されている場合は当該通貨で、提供されていない場合は購入記録情報記載の通貨で支払われる）。なお、この前払は、購入後一定期間内に免税購入対象者が商品の輸出を証明する証憑を提出することを前提条件とする。

「フルリファンド・メールバック」 グローバルブルーが提供するサービスをいい、当該販売取引に係る全額の消費税相当額が、グローバルブルーが購入記録情報を受領した日から以下の方法により支払われるものとする。
(i) 免税購入対象者のクレジットカード口座に対応する決済スキームへの送金により 21 日以内に支払う方法、
(ii) 銀行小切手を通常郵便により 21 日以内に送付する方法、
(iii) 指定された電子メールアドレス宛にバーチャルプリペイドカードを 21 日以内に発行する方法、
(iv) 免税購入対象者の Alipay アカウントへの送金により 10 日以内に支払う方法。

「即時リファンド」 免税購入対象者が購入記録情報をグローバルブルーに提示（空港での提示を含む）した日から 5 日以内に、還付金額を現金で支払う方法、または、免税購入対象者のクレジットカード、Alipay または WeChat アカウントの決済スキームに送金する方法による還付をいう。なお、ファストリファンドまたはメールバックリファンドに該当しない還付はすべて即時リファンドとして扱われる。

「免税購入対象者」 適用ある消費税還付関連法令に基づき、商品の輸出に際して消費税の返金を受ける資格を有する個人をいう。

「メールバックリファンド」 グローバルブルーが購入記録情報を受領した日から、以下の方法で還付金額を支払う還付方法をいう。
(i) 免税購入対象者のクレジットカード口座に対応する決済スキームへ送金する方法で 21 日以内に支払う方法、
(ii) 銀行小切手を通常郵便により 21 日以内に送付する方法、
(iii) 指定された電子メールアドレス宛にバーチャルプリペイドカードを 21 日以内に発行する方法、
(iv) 免税購入対象者の Alipay アカウントに対し 10 日以内に送金する方法。

「返金額」 返金表に基づき算出される金額、または国によっては免税売上高の一定割合とされる金額であり、免税購入対象者が購入記録情報を提示することにより受領する権利を有する金額をいう。

「返金表」 購入記録情報に記載すべき還付金額返金額を算出するために、グローバルブルーが加盟店に提供する計算方式をいう。

「免税売上高」 加盟店において免税購入対象者が行った購入取引に関し、現地法および本契約の条件に基づき消費税返金対象となる取引について、免税購入対象者により支払われた、または免税対象となった消費税額を含む加盟店店舗での総売上金額をいう。

「免税対象物品」 適用される消費税還付関連法令に基づき、免税購入対象者が購入した商品であって消費税/（輸出に係る）消費税が課税対象輸出により還付又は免税の対象となり得るものをいう。

「購入記録情報」 免税購入対象者が、消費税相当の返金額からグローバルブルーの手数料を控除した返金を受けるために利用される、グローバルブルーのブランドを付した書面または電子形式の書類をいう。

「消費税返金サービス」 適用される法令に従い、加盟店または免税購入対象者向けにグローバルブルーが提供するサービスであって、免税購入対象者が消費税額からグローバルブルーの手数料を控除した返金を受けることを可能とするものをいう。

2　サービスの内容および一般事項

2.1　加盟店は、グローバルブルーが運営するシステムに準拠し、免税購入対象者に対して消費税返金サービスを提供する権限を有するものとする。両当事者は、本契約が非独占的であることに合意し、したがって、加盟店が他の消費税返金事業者のサービスを利用することを妨げられず、また、本契約に基づきグローバルブルーが処理すべき消費税返金取引件数の最低数量義務は存在しないことを確認する。ビスを提供する権利を有する。本契約は非独占的であることについて当事者間で合意されており、加盟店が他の　消費税返金オペレーターのサービスを利用することを制限するものではなく、また　グローバルブルー　が本契約に基づき処理すべき　消費税返金に係る取引件数について最低取扱量の義務を課すものでもない。

2.2　グローバルブルーは、以下の義務を負う。
（i）　加盟店が購入記録情報を発行するためのフロントエンドソリューションを提供するとともに、加盟店による消費税返金サービスの提供に必要とグローバルブルーが合理的に認めるマーケティング関連資材を提供すること。
（ii）　加盟店の従業員に対し、消費税返金サービス（該当する各種還付サービスを含む）の提供方法に関する適切な研修および手順書を提供すること。
（iii）　購入記録情報に、適用法令・規則で要求される必須記載事項が正確に含まれるよう確保すること。

2.3 グローバルブルーは、加盟店が発行し、グローバルブルーにより還付処理が行われた原本の購入記録情報（対応する販売レシートを含む）を、法令で要求される最短保存期間保存した後、当該期間経過後に破棄するものとする。グローバルブルーは、電子保管された購入記録情報へのウェブベースのアクセスを提供する。加盟店は、破棄されていない購入記録情報の紙面コピーの提供を、合理的な予告期間をもって、かつフォーム 1 通あたりの処理手数料（金額はグローバルブルーが定める）を支払うことにより、請求できる。

2.4　加盟店は、以下の義務を負う。
（i）　自らの加盟店店舗において、免税購入対象者に対し消費税返金サービスを積極的に案内・提供すること。
（ii）　すべての適用法令、公的機関の指示およびグローバルブルーが提供する手順書に従って、消費税返金サービスを提供・運用すること。グローバルブルーは当該手順書を改訂する権利を有する。加盟店の義務には、（これに限定されないが）購入記録情報を発行する前に免税購入対象者の適格性を法令に従って確認すること、ならびに加盟店店舗において発行される購入記録情報の必須記載事項が漏れなく、適切に記載され、かつ当該フォームを無償で免税購入対象者に引き渡すことが含まれる。
（iii）　免税購入対象者に対する還付が不適用である場合で、検証（バリデーション）前であれば、以下の状況を含め、購入記録情報を取消すこと。
　（a）　免税購入対象者が商品を加盟店に返品した場合。
　（b）　免税購入対象者が、売買条件の変更を伴う加盟店への変更依頼を行った場合。
　（c）　購入記録情報発行後に、当該免税購入対象者が消費税返金の適格性を欠くことが加盟店により確認された場合。
　（d）　加盟店が、誤った情報を記載した購入記録情報を発行したことを確認した場合。
（iv）　適用当局から還付対象の消費税の回収を行うために必要となる場合、無償で請求書のコピーをグローバルブルーに提供すること。
（v）　本契約締結後速やかに、商業登記簿謄本または事業登録証の最新の写しならびに銀行口座確認書をグローバルブルーに提出し、また、会社情報および加盟店店舗情報（名称、識別符号番号、住所等）に変更が生じた場合には遅滞なくグローバルブルーに通知すること。
（vi）　二重販売型の購入記録情報を発行する各商品の販売に関し、加盟店は以下を約する。
　（a）　課税物品をまずグローバルブルーに売却し、ついでグローバルブルーの名義で、またはグローバルブルーのために免税購入対象者に販売し、当該課税物品を商品として通常の品質を備え、購入目的に適合する状態で引き渡すこと。
　（b）　免税購入対象者に交付した請求書の内容を記載した電子ファイルをグローバルブルーに送付すること。
　（c）　引き渡した課税免税対象商品に瑕疵または不履行がある場合、苦情対応を迅速かつ誠実に行い、また、当該商品の販売に起因してグローバルブルーが被った一切の責任、費用、損失または損害について、グローバルブルーを免責・補償すること（商品販売、消費者保護、製造物責任その他に関する適用法令（直接効力を有する EU 規則・指令を含むがこれらに限られない）に基づきグローバルブルーが負う可能性のあるいかなる責任も含む）。

2.5　加盟店は、フロントエンドソリューションについて、不正使用を防止するため安全かつ適切に取り扱うものとし、当該ソリューションの不正使用を発見した場合には、直ちに（いずれにせよ 24 時間以内に）グローバルブルーに通知する

ものとする。不正の疑いがある場合、加盟店はグローバルブルーおよび関係当局に協力し、要求される関連情報を提供することに同意する。

2.6 加盟店は、購入記録情報がグローバルブルー・グループが保有する知的財産を含むグローバルブルーブランドの書式であり、当該フォームの処理はグローバルブルーまたはその認定還付パートナー**のみにより行われ、無権限の第三者によって処理されないことに同意する。

3 返金サービス

グローバルブルーは、適用契約において該当欄にチェックされた場合に限り、即時リファンド、メールバックリファンド、ファストリファンド、ファストフルリファンド及びフルリファンド・メールバックの各サービスを提供することができるものとする。これらの返金サービスの提供の可否及び提供内容は、国または地域によって異なる場合がある。すべての法域において全てのサービスが利用可能であるとは限らない。提供される場合には、以下の条件に従って当該サービスが提供されるものとする。

即時リファンド

3.1 グローバルブルーは、適切に記載され、税関承認を受けた正しい購入記録情報が、対応する販売レシートとともに提出され、かつその内容が完全かつ正確である場合、当該免税購入対象者に対し返金額を支払うものとする。

メールバックリファンド

3.2 加盟店は、免税購入対象者に対し、税関で承認された購入記録情報を、同封の返信用封筒を使用してグローバルブルーの専用ポストまたは一般の郵便ポストに投函する必要がある旨を案内するものとする。還付手続きは、グローバルブルーが、必要事項がすべて正確に記入され、税関により認証された原本の購入記録情報と対応する購入レシートを受領した後に開始されるものとする。

ファストリファンド

3.3 加盟店は免税購入対象者に対し、Visa および Mastercard については、税関により押印又は承認された購入記録情報を返送しなければならない期限が 21 日間であり、UnionPay カードについては 15 日間であること（以下、「返送期限」という。）を告知するものとする。免税購入対象者が適切な返送期限内に購入記録情報の税関承認を完了しない場合、グローバルブルーは免税購入対象者のクレジットカードへの返金額を取り消し、これにより免税購入対象者の口座から、当該返金額の支払通貨建ての相当額を引き落とすものとする。

3.4 加盟店は免税購入対象者に対し、返送期限内に購入記録情報を返送する義務があることを通知するものとする。

3.5 加盟店は、免税購入対象者に対しファストリファンドサービスを提供するものとし、免税購入対象者は、当該ファストリファンド取引を支払カード／クレジットカードへの還付方法として受諾するものとする。

3.6 ファストリファンドサービスは、単一取引につき免税売上高の金額が最大 15,000 ユーロ（€15,000）、または本契約のグローバルブルー契約当事者が所在する国の通貨換算額を上限として、免税購入対象者に提供することができる。ただし、加盟店は、適用されるすべての法的要件に従って適正に還付を行い、特に免税購入対象者のクレジットカード情報を含むデータを慎重かつ適切に管理する義務を負う。

3.7 加盟店は、グローバルブルーが随時提示するファストリファンド手順書その他の合理的な指示に従い、相応の注意義務および専門的注意力をもって本条項に基づく義務を履行するものとする。

3.8 加盟店は免税購入対象者に対し、ファストリファンドの必要手続および要件について適切な説明を行うものとする。免税購入対象者が必要な手続を履行しない場合（例：押印済購入記録情報をグローバルブルーへ返送しない場合）、グローバルブルーは、免税購入対象者の口座に対し前払返金額をチャージする権利を有する。加盟店は免税購入対象者に対し、この権利および、免税購入対象者が義務を履行しない場合には当該チャージが実行されることを告知するものとする。

「ファストフルリファンド」

3.9 適用契約において該当欄にチェックが入っている場合、加盟店は即時リファンドに加え、ファストフルリファンドを提供することができる。

3.10 ファストフルリファンドに関する条件およびグローバルブルーと加盟店の義務は、上記第 3.3 条～第 3.8 条のファストリファンド規定に準拠する。ただし、加盟店はファストフルリファンドごとに適用契約で定めるサービス料をグローバルブルーに支払うものとする。当該サービス料は、ファストフルリファンドサービスにおける処理取引量および平均取引額に基づき、年次で見直し・改定される場合がある。なお、グローバルブルーは、ファストフルリファンドが行われた取引について加盟店手数料を支払う義務を負わない。

「フルリファンド・メールバック」

3.11 加盟店は、該当する契約において該当欄にチェックがある場合、即時リファンドに加えて、フルリファンド・メールバックサービスを提供することができる。

3.12 加盟店は、フルリファンド・メールバック取引ごとに、該当する契約に定めるサービス手数料をグローバルブルーに支払うものとする。当該サービス手数料は、フルリファンド・メールバックサービスのもとで処理された取引件数および各取引の平均金額に基づき、年次で見直しおよび改定される場合がある。なお、グローバルブルーは、フルリファンド・メールバックが請求された取引について加盟店手数料を支払う義務を負わないものとする。

4 請求および支払

4.1 加盟店は、ダブルセールス取引に関連するものを除き、加盟店により発行され、グローバルブルーによって返金処理された各購入記録情報について、返金額およびグローバルブルーの手数料（必要に応じて消費税を加算）から構成される相当する消費税額を、グローバルブルーに支払うものとする。支払条件は、適用契約に定めるとおりとする。

4.2 加盟店は、グローバルブルーが、適用契約に詳細が定められているとおり、SEPA ダイレクトデビットにより加盟店口座から支払金額を引き落とす権限を有することに同意し、指定銀行に対して、グローバルブルーの指示に従い当該加盟店の銀行口座をデビットすることを承認する。本契約に関連して SEPA ダイレクトデビットコア機能が利用される場合に限り、加盟店は、引落日から 8 週間以内であればデビットされた金額の払い戻しを求めることができるものとする。

4.3 加盟店が支払期日までに支払を行わない場合、グローバルブルーは、当該未払額について、支払期日から完済に至るまで、法定利率に相当する日割りの遅延利息を請求する権利を有する。また、グローバルブルーは、未払金が解消されるまで、そのサービスの提供を一時停止する権利を有する。

4.4 グローバルブルーは、加盟店がグローバルブルーに対して負担するいかなる金銭債務についても、加盟店に対してグローバルブルーが支払うべき金銭と相殺する権利を有する。

5 加盟店手数料

5.1 適用契約において合意されている場合、グローバルブルーは加盟店に対し加盟店手数料を支払うものとする。「加盟店手数料」とは、当事者間で事前に合意された グロスコミッションの一定割合、または 免税売上高の一定割合のいずれかをいう。「グロスコミッション」とは、免税購入対象者が店頭で支払った消費税額と返金額との差額に相当する金額をいう。

5.2 グローバルブルーは、請求期間の終了後、加盟店に対し、当該請求期間に獲得した加盟店手数料の金額を記載したステートメントを通知するものとする。請求期間および請求期間の開始日は、適用契約において当事者間が合意したものとする。 加盟店は、グローバルブルーからステートメントの提出を受けた後、当該ステートメント受領日から 3 か月以内に、加盟店手数料についてグローバルブルー宛てに請求書を発行するものとする。ただし、これは、グローバルブルーが加盟店から、免税購入対象者に対してグローバルブルーが立替えた消費税相当額に係る未払・未収の請求書の支払を受領済みであることを条件とする。店加盟が請求書を発行した後、グローバルブルーは、加盟店が事前に指定した銀行口座に対し、当該請求書を受領した日から最短で 30 日後に加盟店手数料を振り込むものとする

5.3 加盟店が第 5.2 条に従って加盟店手数料の請求書を発行しない場合、加盟店手数料を受領する権利は、ステートメントの受領日から 3 年が経過した時点で消滅するものとする。

6. 加盟店手数料のセルフビリング

6.1 加盟店手数料の支払手続を進めるため、グローバルブルーは、本条 6 に定める条件に従い、加盟店の名義および代理として請求書を作成・発行するものとする。当該請求書の添付書類には、グローバルブルーから加盟店に支払われる加盟店手数料の概要が記載され、当該金額は、適用契約に定められた請求頻度に基づいて算定されるものとする。

6.2 グローバルブルーは、適用される法令および規制に従い、セルフビリング請求書を適法に作成する義務を負う。

6.3 グローバルブルーは、合意された期間内にセルフビリング請求書を加盟店に送付するものとする。すべての電子的な送信は、真正性、機密性、否認防止および完全性という主要なセキュリティ原則に従って行われる。

6.4 加盟店は、セルフビリング請求書を受領後、7 営業日もしくは法令で定められた最短期間のいずれか遅い期間内に、誠実な根拠に基づく書面での異議申立てを行わない限り、該当セルフビリング請求書を承認したものとみなされる。

6.5 加盟店が提供するサービスには、**適**用される消費税率が課される。また、第 4.1 条に従い、グローバルブルー・グループが免税購入対象者へ立替払した消費税/消費税相当額に係る未払請求への加盟店からの支払がグローバルブルーにより受領されていることを条件として、グローバルブルーは、セルフビリング請求書の日付から 30 日以内に、加盟店手数料の金額を加盟店に支払うものとする。

6.6 グローバルブルーは、セルフビリング請求書の作成、送付、修正に関連して発生するいかなる費用も、加盟店に請求しないものとする

6.7 セルフビリング請求書には、最低限として以下の情報が含まれていなければならない：両当事者の名称、住所および税務登録番号、提供された役務または商品の明細および提供日、連番形式の請求書番号、適用税率および税額。

6.8 加盟店は、セルフビリング手続のためにグローバルブルーに提供したすべての情報が正確かつ完全であることを保証し、当該情報に変更が生じた場合には、直ちに書面で通知する義務を負う。

6.9 各当事者は、自身の請求書に関する義務（必須記載事項を含む）および税務上の義務（両当事者間の取引に関連する消費税/消費税相当額の徴収、ならびに訂正請求書（クレジットノート）発行時の消費税/消費税相当額調整を含む）について、完全な責任を負うものとする。いずれの当事者も、相手方が義務を履行しなかったことを理由として、自らの義務の履行を拒むことはできない。

6.10 本条に定める加盟店手数料に関するセルフビリング方式に拘わらず、加盟店は、請求書を発行しない場合、または不備のある請求書を発行した場合の責任を全面的に負うものとする。グローバルブルーは、そのような不備に関連して適用法令に基づき賦課され得るペナルティ等について責任を負わない。

7 フロントエンドソリューション

7.1 グローバルブルーは、加盟店店舗において購入記録情報を発行するため、ソフトウェア、その機能を備えるソフトウェア、又は当該機能を含むハードウェア、もしくはウェブベースのソリューションを提供するものとする。当該フロントエンドソリューションには、加盟店が選択した還付サービスに応じた機能が含まれる（以下、「フロントエンドソリューション」という。）。

7.2 フロントエンドソリューションは、本契約期間中、消費税返金サービスの提供目的にのみ使用されるものとする。加盟店は以下を遵守するものとする。

（i） フロントエンドソリューションにつき、担保設定、譲渡、サブライセンス、複製、改変等を行わないこと。

（ii） フロントエンドソリューションを十分な注意をもって保持および運用し、従業員、代理人または委託業者による不正使用、紛失または損害について全面的な責任を負うこと。

（iii） ウェブベースのフロントエンドソリューションが提供される場合、加盟店は自己の費用負担にて、本契約期間中、安定したインターネット接続、コンピュータおよびプリンタへのアクセスを確保すること。

7.3 当事者は、フロントエンドソリューションに中断または不具合が生じ得ることを認識する。これが発生した場合、加盟店は直ちに書面にてグローバルブルーに通知するものとする。当該通知後、グローバルブルーは、状況に応じて合理的に要求される迅速性をもって、中断または不具合を最小限化するため商業的に合理的な努力を行うものとする。本項に定める義務は、当該中断または不具合に関する加盟店の唯一の救済手段であり、グローバルブルーはこれ以外の責任を負わない。

7.4 グローバルブルーは、フロントエンドソリューションを随時アップグレード、強化または代替することができる。

7.5 POS インターフェース連携が適用される場合、グローバルブルーは加盟店に対し POS インターフェース連携仕様書を提供するものとする。当事者は、グローバルブルーが書面により別途提供する POS インターフェース連携に関する条件に従うものとする。

7.6 購入記録情報が感熱紙により発行される場合、加盟店は、法定の保存期間中、購入記録情報上の印字内容が保持されるよう、当該保存に適した感熱紙を使用する義務を負う。

8 秘密保持

8.1 各当事者は、本契約に基づく義務を履行するために必要な場合を除き、他方当事者またはその関連会社の事業に関する情報（商業、技術、財務、法務その他一切の性質を問わない、いかなる形式の情報を含むものとし、以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、第三者に開示してはならないものとする。ただし、自らまたは自らの関連会社の従業員または契約上必要性がある委託先に対し、知る必要がある範囲で開示する場合はこの限りでない。なお、前記にかかわらず、グローバルブルーは、消費税返金取引データに基づき、個人および加盟店を特定できない匿名化された形式で作成したビジネス統計レポートを準備および配布することを妨げられないものとする。

8.2 秘密情報には、受領当事者が以下を証明できる情報は含まれないものとする：

(i)本契約に基づく協力関係以外の経路により、適法に知り得た情報であること、

(ii)本契約の違反によるものではなく、また第三者による同種の秘密保持義務違反によらずして、受領当事者が知り得た情報であること。

9 知的財産権

9.1 グローバルブルーが加盟店に提供するすべての資料および情報（購入記録情報およびフロントエンドソリューションに関するマニュアルを含むがこれらに限られない）、ならびにそれらに含まれる一切の知的財産権（以下、「**グローバルブループロパティ**」という。）は、グローバルブルーの専有財産であり続けるものとする。本契約のいかなる規定も、加盟店に対し、グローバルブループロパティに関する所有権その他の権利または利益を付与するものではない。加盟店は、グローバルブルーの指示に従い、本契約に基づく消費税返金サービスの提供目的の範囲においてのみ、グローバルブループロパティを使用するものとする。

9.2 前項に基づき許可されたグローバルブループロパティの使用を除き、いずれの当事者も、他方当事者の商標、名称またはロゴを、他方当事者の事前の書面による承諾なく使用してはならない。ただし、前項および本項の規定は、当事者間の協力関係を示す目的で、グローバルブルーが加盟店の商標、名称またはロゴを使用することを妨げるものではない。

9.3 いずれの当事者も、他方当事者の事業、商標、名称またはロゴに関連する信用または評判を毀損、低下もしくは危険にさらすおそれのある行為を、故意に行い、または行わずに放置してはならない。

9.4 各当事者は、本契約の締結日時点において、他方当事者がその知的財産（グローバルブループロパティを含む）を使用することが、いかなる第三者の知的財産権を侵害するものであると認識していないことを保証する。当該保証に反する場合を除き、いずれの当事者も、自らの知的財産（グローバルブループロパティを含む）の使用に起因して第三者の知的財産権を侵害したとしても、他方当事者に対し責任を負わないものとする。

10 個人情報保護

10.1 当事者は、本契約に関連して適用されるすべてのデータ保護法令、規則、規制、その他これらに関連して制定される規則または実務規範（以下、総称して「データ保護法」という。）を全面的に遵守することに合意し、これを確約する。

10.2 各当事者は、自己に適用されるすべてのデータ保護法を遵守するものとし、また、相手方がデータ保護法に違反することとなる行為を故意に引き起こさ**ない**ものとする。

10.3 本契約に基づき、加盟店がグローバルブルーの購入記録情報に入力する免税購入対象者の個人データ（以下、「免税購入対象者個人データ」という。）については、グローバルブルーがコントローラ（個人データの管理者）、加盟店がプロセッサ（処理者）となるものとする。加盟店は、本契約の締結により、グローバルブルーが適用契約とともに提示するデータ処理補足契約を読み、内容に同意したことを確認する。

11 責任

11.1 いずれの当事者の責任も、以下の事項については一切制限されないものとする。

（i） 当該当事者の従業員、代理人または委託業者、または当該当事者の店舗もしくは事業所において行われた、詐欺、詐欺的虚偽表示、犯罪行為または不作為、故意の不正行為

（ii） 本契約に従い、当該当事者が相手方に支払う義務を負うサービス料、手数料、または償還額

（iii） 当該当事者の従業員、代理人または委託業者による秘密保持義務違反またはデータ保護法令違反

（iv） 適用法令に基づき、責任の制限または除外が認められない事項

11.2 グローバルブルーは、購入記録情報に適用法令で要求される必須記載事項が欠落している場合、または真正な税関検証（バリデーション）が含まれていない場合に、免税購入対象者に消費税返金を支払ったことに起因して加盟店が被った損失について、加盟店を補償するものとする。ただし、加盟店が項目 2.4 の義務に違反している場合には、本 11.2 条に基づく補償義務は適用されない。

11.3 第 11.1 条および第 11.2 条に従うものとし、いずれの当事者も、他方当事者に対し、以下について責任を負わないものとする

(i) 結果的損害、間接損害、特別損害、模範的損害または懲罰的損害。

(ii) 逸失利益、逸失節減額、事業中断、営業機会の損失または信用・商誉の喪失。

これらの責任免除は、契約違反、民事不法行為（過失を含む）、厳格責任、保証違反その他の法理に基づくものであるかを問わず、また当該損害の可能性が通知されていた場合や合理的に予見できた場合であっても適用される。

11.4 第 11.1 条、第 11.2 条および第 11.3 条に従い、契約、不法行為、過失その他いかなる法的根拠によるかを問わず、本契約に基づきまたはこれに関連して他方当事者が被った一切の損失、損害または費用について、一当事者が負う累積責任は、本契約に典型的かつ予見可能な損害に限り、かつ以下のいずれか大きい金額を上限とするものとする

(i) 当該違反が発生する前の直近 12 か月間に、本契約に基づき支払われた総サービス料または手数料の額；または

(ii) 200,000 ユーロ（20 万ユーロ）、もしくは本契約当事者たる グローバルブルー法人の設立国通貨における同等額。

11.5 いずれの当事者も、合理的に回避または克服することができなかった、その合理的支配を超える事由に起因する義務の履行遅延または不履行について、本契約違反とはみなされず、また他方当事者に対する責任を負わないものとする。

12 契約期間および終了

12.1 本契約は、当事者双方による署名日をもって効力を生じ、該当契約書に定める契約期間を有するものとする。その後、本契約は、当該契約の満了日の少なくとも 6 か月前までに書面による解約通知が行われない限り、毎回自動的に 12 か月間延長されるものとする。解約通知は、該当契約書に記載の他方当事者の住所宛てに書面による通知で行わなければならない。

12.2 前項にかかわらず、いずれの当事者も、以下の場合には、相手方に対する書面通知により本契約を直ちに解除することができる。

(i) 相手方が本契約に重大な違反を行い、かつ是正が可能な場合において、解除を求める当事者が違反発生を通知し是正を求めた日から 30 日以内に当該違反が是正されないとき。

(ii) 相手方が何らかの理由により事業の全部を停止した場合。

12.3 加盟店が、本契約に関連して、支払期日に請求書を支払わないこと、関係する消費税法令、データ保護法または関連規制、もしくは贈収賄防止・腐敗防止法に従わないことは、いずれも本契約の重大な違反とみなされる。

12.4 本契約がいかなる理由により終了または満了した場合、両当事者は直ちに相手方のマーク、ロゴまたは名称の使用を停止し、加盟店はすべてのグローバルブルー 財産の使用を即時に停止し、かつグローバルブルーから提供され自己の占有下にある グローバルブルー 財産を速やかに返却するものとする。さらに、グローバルブルーは、通常の営業時間内に加盟店の提携店舗

へ立ち入り、フロントエンドソリューションおよびその他すべての グローバルブルー財産をアンインストールまたは撤去する権利を有する。

12.5 グローバルブルー免税サービス契約は、適用契約に基づき合意された他のサービス契約の存続期間とは独立して完全に有効に存続するものとし、当該他のサービスが終了した場合でもグローバルブルー免税サービス契約は影響を受けず、その終了は同契約に定める終了条項に従って別途行わなければならない。

12.6 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12.4 条および第 14.6 条は、本契約の満了または終了後も引き続き効力を有するものとする。

13 贈収賄防止

各当事者は、本契約に関連して適用されるすべての贈収賄防止法および腐敗防止法を遵守することに合意する。

さらに各当事者は、本契約の履行、または本契約に関連するその他の取引において、直接または間接を問わず、以下の者に対して、または以下の者から、金銭、その他の有価物、または何らかの利益（賄賂やキックバックを含む）を供与し、約束し、申し出、または受領しないことを確約する(i) いかなる政府職員(ii) いかなる政治団体(iii) 自己または相手方のために事業を獲得・維持し、または不正な優位を得ることを目的として金銭的又は非金銭的利益を提供し得るいかなる個人または団体。

14 雑則

14.1 **ローカル付属書**

特定の国においては、追加の要件を考慮する必要がある場合がある。加盟店は、本契約を締結することにより、（該当する場合）加盟店の設立国に適用されるローカル付属書を読み、これに同意したものとみなされる。ローカル付属書は以下から参照することができる：

ES – スペイン向けローカル付属書

JP - 日本向けローカル付属書

本契約の条項と、適用されるローカル付属書の条項との間に矛盾または抵触がある場合には、当該法域に関してはローカル付属書の条項が優先する。

14.2 **条件の変更等** グローバルブルーは、グローバルブルーの製品およびサービスの変更、ならびに法令・規制の変更を反映するため、本利用規約を変更することができる。変更は、加盟店に対して 30 日前までに書面で通知するものとする。加盟店が変更の効力発生日以降も消費税返金サービスの提供を継続した場合、当該変更を受諾したものとみなされる。

14.3 **完全合意** 本契約およびその添付書類は、本契約の目的に関して当事者間の完全な合意を構成し、これに関連して当事者間でこれまでに行われたすべての提案、口頭または書面による交渉、協議、議論に優先するものとする。加盟店は、本契約に明示的に記載されていないいかなる表示または陳述（口頭または書面）によっても、本契約の締結を誘引されていないことを認める。

14.4 **譲渡** いずれの当事者も、他方当事者の事前の書面による同意なく、本契約または本契約に基づく権利、利益または義務を譲渡または移転してはならない。ただし、グローバルブルー は、グローバルブルー・グループ内のいずれかの会社または法人に対して、本契約を譲渡または移転することができる。

4.5 **分離可能性** 本契約のいずれかの条項が、何らかの点において無効、違法または執行不能と判断された場合でも、その他の条項の有効性や効力には何ら影響を及ぼさないものとする。

14.6 **準拠法および裁判管轄** 本契約は、本契約の当事者である グローバルブルー法人の設立国の法律に準拠し、その法の抵触に関する原則は適用しないものとする。本契約から生じる一切の紛争は、当該国の裁判所の専属的管轄に付されるものとする。

消費税免税サービス　利用規約
データ処理補足契約

本データ処理補足契約は、EU および EEA において、グローバルブルー グループ企業が提供するサービスに適用されるものである。

本データ処理補足契約（以下、「本補足契約」という。）は、加盟店と グローバルブルー（以下、総称して「当事者」という。）との間で締結される契約（両当事者の定義は本契約に従う）の一部を構成し、グローバルブルー および加盟店が提供するサービスに関連して、当事者間のデータ処理関係を定義するものである。本付属書は、該当契約に基づきサービスを提供する際に個人データを処理する条件、要件および義務を定めるものであり、当事者間で別途明示的に合意された場合を除き、本付属書以前に締結されたすべてのデータ処理付属書または関連文書に優先して適用される。本付属書には、GDPR 第 28 条第 3 項に基づき、管理者（コントローラー）と処理者（プロセッサー）との間の契約に必須とされる条項が含まれる。

1. グローバルブルー は管理者（コントローラー）となり、加盟店は、該当契約に基づき グローバルブルー に代わって加盟店が処理する、免税購入対象者のすべての個人データ（以下、「免税購入対象者個人データ」という。）について処理者（プロセッサー）となる。
 免税購入対象者個人データには、以下が含まれ得る。
 -氏名（姓・名）
 -生年月日
 -住所、居住地、国
 -（旅行用）パスポート番号およびパスポート発行国
 -携帯電話番号
 -電子メールアドレス
 -クレジットカードおよびデビットカード情報
 -銀行口座情報
 -Alipay 情報（中国人免税購入対象者に関する情報）
 -WeChat 情報（中国人免税購入対象者に関する情報）

 消費税返金の提供に必要となる法的要件により、免税購入対象者に関して追加または他の個人データが求められる場合には、当該データも旅行者個人データとみなされる。

2. 加盟店は、該当契約の期間中、免税サービスの処理に関連し、その目的のためにのみ、グローバルブルーに代わって免税購入対象者個人データを処理する。この処理には、特に以下が含まれる。免税購入対象者個人データを購入記録情報に記録すること。当該データをグローバルブルーに送信すること。必要に応じ、該当契約の第7条に基づく統合フォーム発行手続を利用した送信を含む。また、免税サービスの提供に必要な場合、本補足契約の第3条に記載のとおり、加盟店との間で個人データを交換することが必要となる場合がある。この場合、グローバルブルーは、加盟店に対し、収集した免税購入対象者個人データについても処理するよう指示する。

3. 加盟店は、該当契約およびグローバルブルーの指示に従ってのみ、免税購入対象者の個人データを処理するものとする。加盟店は、自己の従業員および代理人もまた、該当契約およびグローバルブルーにより与えられた指示にのみ従って免税購入対象者の個人データを処理することを確保する。加盟店が、自己に適用のある連合（EU）または加盟国の法令に基づき、グローバルブルーの指示とは異なる形で旅行者個人データを処理することを求められる場合には、当該処理の前、いかなる場合でも当該処理の開始前に、不当な遅延なくグローバルブルーに通知するものとする。ただし、当該処理を要求する法令が重要な公益上の理由により当該通知を禁止している場合には、この限りではなく、その場合、当該法令が許すようになり次第、加盟店は速やかにグローバルブルーに通知する（GDPR 第28条第3項但書 (a) に従う）。

4. 加盟店は、免税購入対象者データを保護し、当該データが該当契約に従ってのみ処理されることを確保するため、適切な技術的および組織的安全対策を講じるものとする。これには少なくとも、加盟店が行う処理行為に課される法定の技術的、物理的または組織的対策が含まれる（GDPR 第28条第3項但書 (c) に従う）。グローバルブルーの要請があった場合、加盟店は講じた対策に関する文書をグローバルブルーに提供する。かかる対策が不十分な場合、グローバルブルーは、加盟店に対し必要な追加的および／または異なる対策を講じるよう要求することができる。

5. 加盟店は、処理の安全性（GDPR 第32条）に関連して、個人データ侵害が発生した場合の情報提供および通知義務（GDPR 第33条および第34条）に関連して、また本補足契約の下で必要となり得るデータ保護影響評価および監督機関との協議（GDPR 第35条および第36条）に関連して、グローバルブルーに対し適切な支援を提供する義務を負う。特に、旅行者個人データに影響を及ぼし得る、偶発的または違法な破壊、喪失、改ざん、無権限の開示またはアクセスをもたらすセキュリティ侵害（以下、「セキュリティインシデント」という。）が発生した場合、加盟店は、これを知り得た後、不当な遅延なくグローバルブルーに通知するものとする。通知後、加盟店はセキュリティインシデントを調査し、その影響を除去または緩和するために必要な措置を講じ、セキュリティインシデントの状況および関連事項についてグローバルブルーに報告する（GDPR 第28条第3項但書 (f) に従う）

6. 加盟店は、免税購入対象者の個人データにアクセスする自己の従業員その他の関与者について、(1) 免税購入対象者の個人データの機密性に関して周知し、秘密を保持する義務を課すこと、ならびに (2) 該当契約および本補足契約に基づく加盟店の義務、並びに当該者個々人の義務と責任を認識させることを確保する（GDPR 第28条第3項但書 (b) に従う）。

7. 加盟店は、(1) 規則（GDPR）に定められたデータ主体の権利に基づく要求に対する対応および遵守について、グローバルブルーがその義務を履行するのを支援し（GDPR 第28条第3項但書 (e) に従う）、(2) データ保護法および本補足契約の遵守を示すために必要な一切の情報を提供し（GDPR 第28条第3項但書 (h) に従う）、(3) グローバルブルーまたはグローバルブルーが指名した監査人により合理的に実施される監査（検査や情報請求を含む）を可能にし、かつこれに協力するものとする（GDPR 第28条第3項但書 (h) に従う）。

8. 加盟店は、グローバルブルーによるいかなる指示であっても、自らの見解においてデータ保護法に違反するものがあれば、直ちにグローバルブルーに通知する。

9. 加盟店は、該当契約の満了または終了後、グローバルブルーの選択により、免税購入対象者のすべての個人データを削除するか、または返却するものとする。ただし、EU または加盟国法が別段の定めを置く場合はこの限りでない。

10. 加盟店は、該当契約の下での自らの処理業務のいずれについても、第三者へ外部委託し、または他の下位処理者（以下、「サブプロセッサー」という。）を利用してはならない。ただし、(1) 事前にグローバルブルーの書面による同意を得ていること、かつ (2) 当該サブプロセッサーに対し、該当契約に基づき加盟店に課されているものと同一の義務（適切な技術的・組織的対策が実装され、データ保護法および本補足契約の要件に従って処理が行われることを十分に保証する義務を含むがこれに限られない）を課す書面契約を締結していること、を満たす場合はこの限りでない。加盟店は、該当契約の下で、委託による個人データの処理について、引き続きグローバルブルーに対して全面的な責任を負う。

11. 免税サービスの提供に関連して、免税購入対象者データをEEA（欧州経済領域）から EEA 域外へ免税購入対象者個人データを移転する場合、加盟店はグローバルブルーの事前の書面同意を得るとともに、適切な保護措置が講じられ、データ主体に行使可能な権利および実効的な救済手段が確保されていることを保証しなければならない。例えば、2021年6月4日付 欧州委員会実施決定（EU）2021/914に定められた標準契約条項（SCCs）等の適切な契約に基づく方法が挙げられる。

12. 各当事者は、本補足契約に基づき自己またはその従業員、代理人または下請業者が負う義務の不履行に起因して、他方当事者が被り、または将来負担し得る一切の費用、請求、損害または費用について、自己の費用負担にて他方当事者を補償し、かつ防御することに同意する。本第12条に基づく補償は、以下を条件とする。
 (a) 補償を受ける当事者（補償を受ける側）が、当該請求について速やかに他方当事者（補償提供側）に通知すること。
 (b) 補償提供側が、当該請求の防御および和解を単独で管理できること。
 (c) 補償を受ける側が、当該請求の防御において補償提供側に対し合理的な協力および支援を提供すること。

13. 各当事者は、本補足契約に基づく自己の義務を自己の費用負担で履行するものとする。